

第4号議案

豊後大野市個人情報保護条例及び豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊後大野市個人情報保護条例及び豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月24日 提出

豊後大野市長 橋本祐輔

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例の改正の必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市個人情報保護条例及び豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第25条第4項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第27条第1項第1号中「同法」を「番号法」に、「第28条」を「第29条」に改める。

(豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年豊後大野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。